

東京地方裁判所委員会報告

「民事訴訟における専門的知見の活用について」

東京地方裁判所委員会委員 当会会員 増田 径子 (48期) ●Michiko Masuda

平成30年2月16日、第43回東京地方裁判所委員会が開催されました。

1. はじめに

裁判所より以下のとおり民事訴訟における専門的知見の活用についての説明がありました。

(1) 専門的知見が必要になる訴訟は、医療・建築・知財訴訟等になります。

裁判所は、①当事者が提出する専門文献・専門家の意見書等の証拠、②専門委員・鑑定人・専門家調停委員により、専門的知見を獲得しています。

東京地裁における平成29年の訴訟等に関する専門家の利用実績は、専門委員121件（医療・建築・知財各10件程度）、鑑定151件（うち医療5件）、専門家調停委員は医療3件、建築164件、知財0件でした。

(2) 医療訴訟における専門的知見の活用

①専門委員の活用状況

裁判所は、争点整理や和解の場面において専門委員の活用を考えていますが、弁護士会との申し合わせで、当事者の了承を得た場合のみ専門委員の関与を決定でき、当事者双方の同意があれば具体的事項について専門委員の意見を聞くことができます。

②鑑定人確保のための取組みと運用の改善

東京地裁は13医科大学病院、5歯科大学病院との連携により、専門性の高い適切な鑑定人を迅速に確保できるようになりました。

鑑定人の物理的・精神的負担が軽減されるよう、カンファレンス鑑定（選任された原則3名の鑑定人が、事前に簡潔な意見書を提出し、口頭弁論期日において口頭で鑑定意見を陳述し、鑑定人質問に答える方式の鑑定）を実施しています。

(3) 建築訴訟における専門的知見の活用

建築訴訟は、争点が極めて多く、事実認定も困難で、審理期間も長期化しています。

効率的な審理のため、施工上瑕疵一覧表や追加変更工事一覧表等を利用した争点整理に並進して、建築士調停委員が関与する調停手続が行われ、建築士調停委員による事案に応じた柔軟な解決案の提示により、調停の成立が実現しています。

2. 質疑応答、意見交換

裁判所の説明に続いて、質疑応答、意見交換が行われました。

(1) 質疑応答

質問 医療訴訟で当事者の了承が得られず専門委員に關与してもらえない場合どのようにして事案解決を図りますか。

回答 双方に医療事件に長けた弁護士・協力医が付いている場合は、争点が相当程度分かるので、専門委員を使わなくてもすみますが、歯科や美容整形等文献が整備されておらず、学術的な分野としても固まっていない場合、専門委員を使う提案をしています。専門委員を使えなければ当事者側でしっかり説明するよう求めます。

質問 建築士が関与する調停委員会の構成はどのように決めますか。

回答 調停委員になる際の願書の専門分野の記載、新任調停委員ガイダンスの際に聴取した対応可能分野、実際の調停運営を通じて把握した専門性等の情報から、その事件に相応しい調停委員を選任しています。

(2) 意見交換

委員より、専門委員の関与について、建築訴訟で当事者双方が建築士の協力を得ている場合でも、専門委員の意見で最終的に話の折り合いをつけていくという意味において有益であるとの意見がある一方、知財訴訟で争点整理のため選任された専門委員が本件で知りたい争点にマッチングしているか、専門委員の意見が裁判官の心証形成に影響するのではないか等の問題があるとの意見もありました。

裁判所からは、対立する当事者双方から、この裁判官の判断なら受け入れられるというところまで自分の判断に自信をもてるよう、事件類型に合った形で専門的知見を活用しているのが現状ですとの話がありました。

今回は平成30年6月7日「裁判員裁判の現状と課題について」がテーマです。 ■

※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等がありましたら、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話番号03-3581-2259）までご連絡ください。